

平成 29 年度  
包括外部監査結果報告書

概要版

教育委員会及び  
市立学校における  
財務事務の執行について

札幌市包括外部監査人

弁護士米屋佳史



## **第1 外部監査の概要**

### **1 外部監査の種類**

地方自治法 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

### **2 選定した特定の事件（監査のテーマ）**

#### (1) 選定した特定の事件（監査テーマ）

教育委員会及び市立学校（但し、市立小学校、市立中学校、市立中等教育学校、市立高等学校、市立特別支援学校）における財務事務の執行について

#### (2) 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

平成 28 年度決算上、本市の教育費は約 423 億円であり、一般会計の歳出総額約 9,139 億円の 4.6%を占める。

教育事業は、一方においては、少子高齢化による児童・生徒の減少、法令・制度の改正、情報機器を活用した教育方法の展開等といった大きな変化にその環境が影響され、他方においては、教職員の長時間労働、いじめ・体罰、子どもの貧困等という即時解決が困難な課題を多数抱える。厳しい財政事情のなか、諸課題を解決しつつ、児童生徒に対し最適な教育の機会と実質を提供していくことは、本市納税者全体の関心事でもある。

本市において、教育事業（教育委員会、市立学校等）が包括外部監査の特定事件とされたことは過去になかった。現状を認識し、課題を検討することは、叙上の観点から有意義であると考え、これを特定事件として選定した。

### **3 外部監査の対象部局等**

教育委員会事務局のうちの生涯学習部（但し、生涯学習推進課を除く。）及び学校教育委員会並びに市立幼稚園を除く市立学校である。市立学校については、小学校 10 校（全 203 校）、中学校 10 校（全 99 校）、中等教育学校 1 校（全 1 校）、高等学校 2 校（全 7 校）、特別支援学校 1 校（全 5 校）の計 23 校を実査（往査）した<sup>1</sup>。

### **4 外部監査の対象期間**

平成 28 年度を対象とし、必要に応じて過去の年度や平成 29 年度にも及んだ。

### **5 外部監査の実施期間**

平成 29 年 6 月 14 日から平成 30 年 3 月 6 日まで。

---

<sup>1</sup> 往査校のうち 2 校は、小中併設校であるため、1 校としてカウントしている。

## 6 外部監査従事者

- (1) 包括外部監査人 米屋佳史（弁護士）
- (2) 監査人補助者 江本智幸（公認会計士）、岡田裕介（弁護士）、河口直規（弁護士）、廣瀬一雄（公認会計士）、渡邊達夫（公認会計士）

## 第2 選定した特定の事件の概要

### 1 本市及び本市学校教育の概要

- (1) 本市の総人口は1,958,405人（平成28年次）である。自然動態では平成21年次に自然減となって以降、減少規模が拡大しているが、社会動態では転入超過が続き、年間5千人規模の増加が続く。年少人口（0～14歳）は昭和58年次、生産年齢人口は平成19年次をピークとして、以降逡減しており、全国20指定都市及び東京都区部と比較すると、総人口は第5位であるが、年少人口率は第18位、生産年齢人口率は第7位という状況にある。
- (2) 本市の児童・生徒数は、学種別で見ると、小学校89,616人、中学校46,721人、中等教育学校640人、高等学校44,774人、特別支援学校1,825人である（いずれも平成28年5月1日現在）。戦後一貫して増加してきたが、小学校児童においては昭和58年度、中学校生徒においては昭和62年度、高等学校生徒においては平成2年度をピークとして、以降逡減している。平成28年度の児童生徒数は、昭和40年代後半ないし同50年台初頭の水準に低下している。
- (3) 札幌市は、教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教基法17条2項）である札幌市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、平成26年4月から施行している。基本計画は、向こう10年間の基本理念を示す「札幌市教育ビジョン」と前期・後期の各5年間で取り組む教育施策を示す「札幌市教育アクションプラン」から成る。現在は、その前期プランの実施期間中である。

### 2 本市の教育委員会事務局及び市立学校の概要

- (1) 本市教育委員会は、教育長のほか5名の教育委員（うち1名は教育長職務代理者）により構成されている。教育委員会の事務局は、教育長・教育次長のもと、生涯学習部、学校教育部及び中央図書館の3部が組織されている。本年度包括外部監査では、このうち、生涯学習部（生涯学習推進課を除く）及び学校教育部を監査対象部とし、これらが所管する主要な事業（以下の一覧表記載の事業を含む。）を監査対象事業とした。

(単位：千円)

生涯学習部	事業内容	決算額
学校規模適正化推進事業費	小規模化が進む学校の規模適正化の検討	11,939
教育の情報化推進事業費	校務用 PC の更新、授業用タブレット PC などの機器や教材の整備等	1,851,811
学校新築費	石山地区新設小学校の実施設計等	14,679
学校増築費	桑園小学校、あいの里西小学校実施設計等、札幌北小学校 改修工事	88,298
学校改築費	二条小学校校舎・屋内プール、月寒東小学校校舎、本通小学校校舎、中の島小学校校舎・屋内運動場、中央中学校校舎・屋内運動場・格技場、篠路小学校校舎解体、グラウンド造成等、中央小学校、栄西小学校、澄川小学校実施設計等	6,354,217
学校基本設計費	東白石小学校、羊丘小学校、発寒西小学校	61,302
格技場整備費	丘珠中学校、中の島中学校 新築工事等 藻岩中学校 実施設計	302,284
仮称)南部高等支援学校整備費	市立札幌みなみの杜高等支援学校校舎・屋内運動場	3,082,357
学校給食施設整備費	新発寒小学校 実施設計	9,435
特別支援学級整備費	小学校 15 校 中学校 12 校	18,037
大規模改造費	小学校 2 校 中学校 1 校	267,875
施設改修等整備費	幼稚園延べ 7 園 小学校延べ 252 校 中学校延べ 105 校 高等学校延べ 15 校 特別支援学校延べ 6 校 緊急修繕等	6,190,318
リニューアル改修費	小学校 1 校 実施設計 中学校 4 校 実施設計	87,386

学校教育部	事業内容	決算額
初任者研修関係費	初任者研修により授業を行えない教職員の代替要員を配置、校内で初任者研修を行う非常勤講師を配置	36,923
学校教育指導費	学校支援体制の充実等	19,771
小学校における英語専門教師配置事業費(学校教育指導費)	全ての小学校で専門性を活かした英語指導を行うことを目指し、担任外の教員の活用等により段階的に英語専門教師を配置	上記 19,771 の 内数
外国語指導助手関係費	外国語指導助手の配置	383,161
不登校対策事業費	市内 6 か所の適応指導教室において学校復帰に向けた児童生徒への支援を実施	84,041
特別支援教育費	特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育の推進	36,309
市立特別支援学校の教育内容等の拡充(特別支援教育費)	市立特別支援学校において、児童生徒の障がいの重度・重複化や多様化に対応し、安心して学びつための教育環境の整備などを実施	上記 36,309 の 内数
学びのサポーター活用事業費	特別支援教育支援員の配置	148,732

スクールカウンセラー活用事業費	スクールカウンセラーを配置	218,339
スクールソーシャルワーカー活用事業費	スクールソーシャルワーカーを配置	14,092
読書チャレンジ・子どもの読書活動サポート事業費	学校図書館の活用を促進し、児童生徒の読書活動の関心を高めるため、専門的知識を有したアドバイザーや図書館の環境整備等を担うボランティアの派遣等	6,042
運動部活動事業費	顧問の確保が困難であり、運動部の継続又は新設が難しい中学校に対し、部の運営と技術指導を行う外部顧問、特別外部指導者を派遣	15,846
札幌らしい特色ある学校教育事業費	自立した札幌人の育成を目指すため、雪、環境、読書の3つのテーマに沿った事業や学校の夢づくり支援事業を実施	15,305
相談支援パートナー事業費	不登校の子どもや家庭に対して支援を行う相談支援パートナー、担当区の小学校の不登校支援についての指導・助言等をする相談支援リーダーを配置	83,594
スーパーサイエンスハイスクール研究開発事業費	国から指定された高等学校において、先進的な理数教育を実施するとともに、創造性及び独創性を高める指導方法や教材開発などの取組を実施	1,196
進路探究オリエンテーリング事業費	専修学校・各種学校と連携し、夏休み期間中に中学生対象の職業体験講座を実施	7,236
観察・実験アシスタント事業費	小学校における理科の学習の観察・実験活動の充実を目的とし、外部人材を観察・実験アシスタントとして活用	11,251
いじめ対策自殺予防事業費	教職員への研修の実施や、関係機関との連携協力会議の実施、研究機関との共同研究等の実施	8,991
課題探究的な学習モデル研究事業費	中等教育学校において、IBカリキュラムや情報通信機器を活用した課題探究的な学習モデルを研究	19,278
スーパーグローバルハイスクール研究開発事業費	中等教育学校において、国の指定を受け、グローバル人材を育成する先進的な人文社会科学分野の指導方法や教材開発を研究	8,000
教育センター運営管理費	発達に心配のある子どもの保護者からの相談により身近な地域で迅速かつ丁寧に対応できるよう、新たに教育センター外における地域相談を実施	29,994
奨学金支給費	奨学金支給者数 1,298 人	100,578
算数に一ごうプロジェクト事業費	25 人程度の小人数指導による算数授業について、非常勤講師を活用したモデル研究を実施し、独自カリキュラムを整備	13,717
学校図書館司書配置事業費	生徒の読書活動の充実を図るため、学校司書を配置	13,467

(2) 本市の市立学校は、小学校は計 203 校（うち分校 2 校）、中学校は計 99 校（うち分校 2 校）、中等教育学校は 1 校、高等学校は計 7 校、特別支援学校は計 5 校が設置されている（平成 29 年 5 月現在）。本年度包括外部監査では、全市立学校にアンケート調査を実施したほか（回収率 98%）、小学校 10 校（幌西、新琴似、福移、北都、信濃、中の島、北野平、定山溪、二十四軒、星置東）、中学校 10 校（宮の森、光陽、福移、柏丘、もみじ台南、中の島、北野、真駒内曙、福井野、手稲）、中等教育学校 1 校（開成）、高等学校 2 校（札幌大通、札幌旭丘）、特別支援学校 1 校（北翔養護）の各校を往査した。

### **第 3 監査の方法並びに指摘及び意見の概要**

#### **1 監査の基本的な視点及び監査の方法**

本市教育委員会及び市立学校における財務事務が、合規性、経済性、効率性、有効性をもって執行されているかという基本的な視点のもと、各事業・事務に関する財務資料等の査閲、担当者に対するヒアリング、関連資料・文献の参照等という方法をもって監査した。

#### **2 指摘事項及び意見の整理**

本年度包括外部監査結果報告は、学校教育に関して議論されている教職員の過重労働問題と子どもの貧困という二つの課題を「学校教育に関する緊急課題」において取り上げたうえ、本市教育委員会事務局の所管事業に係る財務事務については「教育委員会事務局に関する財務事務」において整理し、市立学校における財務事務については、アンケート及び往査の結果を含め、「市立学校に関する財務事務」において整理している。

#### **3 指摘事項及び意見の概要**

指摘事項及び意見の概要は、以下の一覧表（見開き）のとおりである。なお、一覧表中「該当頁」は、本年度包括外部監査結果報告書において区分（指摘又は意見）が表示されている頁番号を示している。

大項目	中項目	小項目
学校教育に関する緊急課題	教職員の過重労働問題	教職員の増員等網羅的・体系的な対策
	児童生徒の貧困と公教育	就学援助制度の運用
		教育相談事業の活用
		学校隣接職種の活用
教育委員会事務局に関する財務事務	学校徴収金の公会計化	給食費の公会計化
		給食費以外の公会計化
	教育の情報化推進事業	再委託の可否



摘要	区分	該当頁
教職員の過重労働の解消に向けて、本市の市立学校に勤務する教職員の勤務実態を客観的かつ適正に把握する措置を早急に講じるとともに、業務の洗い直しと振り分け、教職員のサポート体制の充実強化、教職員の増員等網羅的・体系的な対策を立案・実行すべきである。	意見	78
就学援助の制度周知については、本市は周知文の配布、各小中学校において入学説明会やPTA総会の際の説明を実施し、学校徴収金について振替不能となる世帯等に対しても制度の案内を実施しているところ、今後も真に必要とする世帯が制度を利用できるよう、市民アンケート結果等を踏まえながら、適宜周知の方法を見直し、また利用に際する心理的抵抗感を払拭する工夫を凝らす等、より良い制度運用に努める必要がある。	意見	86
教育センターにおける教育相談事業の周知不足や心理的抵抗感が窺われることは残念である。教育センターにおける教育相談事業の内容を周知し、その利用方を促進するとともに、利用者の心理的抵抗感を払拭する工夫を凝らす等、効率的にして遺漏のない制度運用に一層努める必要があると解する。	意見	89
いじめ問題に関し、児童生徒のスクールカウンセラー等に対するアクセスの低さが窺われたが、貧困問題に関する市民アンケートにおいても、なおスクールカウンセラー等の専門職の利用状況は活性的とは言えない状況にある。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーという学校隣接専門職の職務内容を周知し、その利用方を促進するとともに、利用者の心理的抵抗感を払拭する工夫を凝らす等、効率的にして遺漏のない制度運用に一層努める必要があると解する。	意見	90
給食費に関する公会計方針の導入には、相当の準備期間と経費負担が生じるが、公会計化によって多様な効果が見込まれるほか、国においても導入に向けた準備を進めることが確実となった現状に照らし、本市においても、公会計化の導入を具体的に検討すべきである。	意見	99
給食費以外の学校徴収金についても、公会計化の検討が進められているのが、国・地方レベルでの流れでもある。本市においても、学校徴収金の類型ごとに、それになじみやすいものから、公会計化へ向けた検討を進めていくべきである。	意見	100
校務用コンピュータシステム設定業務委託契約上、再委託は原則として禁止され、「役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合」に限り許される。再委託申請の理由は、契約期間が短期であり緊急対応のため社内及び現地対応人員の補充が必要となったとのことであったが、契約期間は仕様書等により契約前に開示されており、そもそも再委託なしに業務を履行できる体制が整って備わっていたのか疑問があり、人員補充は「やむを得ない場合」には該当しないものと思料される。再委託が原則として禁止される趣旨に照らし、再委託要件充足の有無は、適切に判断されるべきである。	指摘	175

大項目	中項目	小項目
教育委員会事務局に関する財務事務	教育の情報化推進事業	入札手続における錯誤無効制度
	小学校教材用備品購入費	予実比較分析の必要性
		特定随意契約
	学校給食事業	給食事業の継続性の確保
		札幌集団給食事業協同組合の業務執行体制の把握

摘要	区分	該当頁
<p>校務用コンピュータシステム設定業務委託契約の入札手続において、予定価格の範囲内で、最低価格をもって応札した者が「錯誤無効」として失格とされている入札が認められた。入札においては、契約毎に告示、指名通知、入札説明等の手続きを経て行われるところ、入札者は当該契約に関する多くの情報を了知する状況にあり、錯誤には、重大な過失が認められる場合が多いと考えられるところ、少なくとも、他ブロックにおいて同水準の額で落札がある業者を、錯誤として取り扱ったことには、重過失要件充足の点において疑問が残る。</p>	意見	176
<p>小学校教材用備品購入費について、平成 27 年度及び平成 28 年度の予算額と平成 26 年度の決算額に乖離が認められた。学校毎の実績分析を行わなければ、予算配分額が過大なのか、必要な教材用備品の購入がなされていないのか判明せず、地方自治法 2 条 14 項の規定の趣旨である事業の効果を計ることはできない。予算と実績の比較分析を行うことが望ましい。</p>	意見	179
<p>給食調理等業務委託契約に関し、本市は 13 ブロック中 12 ブロックにおいて、札幌集団給食事業協同組合と特定随意契約を結んでいる。給食調理業務の専門性を否定するものではなく、業務の継続性が目的達成に資することも一定程度、理解できるが、長期間にわたり競争性を廃する以上の必要性が認められるかどうかは疑問が残る。特定随意契約の要件を充足するかどうか、なお、慎重に検討を要する。</p>	意見	185
<p>札幌集団給食事業協同組合が、何らかの事情により、給食調理等業務委託契約を結ぶことが困難となることもあり得るところ、同組合は 1,262 名の調理員・配膳員を雇用しており、給食調理業務に大きな混乱が生じる。かかる事態も想定し、契約方式や業者選定について、対策を講じる必要がある。</p>	意見	186
<p>学校給食の途絶は、教育の途絶を意味する。調理室が使用不能となる事態は、食中毒や火災等の災害発生など、石綿問題の発生に限られないことから、今次の問題を好機として事業継続計画を立案し、更新し続けて頂きたい。</p>	意見	186
<p>札幌集団給食事業協同組合の組合員である企業が、委託契約に基づく業務執行に関わっているのであれば、同組合が独自の体制で業務執行を行っていないことが疑われる。業務執行体制や組合員の職務内容を把握するための方法等を検討する必要がある。</p>	意見	187

大項目	中項目	小項目
教育委員会事務局に関する財務事務	学校給食事業	札幌市学校給食会の斡旋料
	初任者研修関係費	出勤簿の適切な取扱い
	外国語指導助手事業（Non-JET関係）（国際理解教育推進事業）	契約方式についての検討
	不登校対策事業	不登校支援ボランティアの活性化
		報奨金の支給
	算数にーごープロジェクト事業	適切な交通費支給
	特別支援教育費	出勤簿の適切な取扱い
	学びのサポーター・介助アシスタント活用事業	広域的な活動を可能にさせる工夫
時間配当の方法		

摘要	区分	該当頁
各学校は札幌市学校給食会に対し、物資調達業者の選定等の対価として幹旋料の支払いをしている。幹旋料は、物資の種類と調達量を考慮し、概ね 1 円ないし 20 円で決定されている。各学校は、各年度において幹旋料を含む食材価格を認識し購入の意思表示をしていることから、年度毎に、食材購入に関する契約が成立していること自体は問題とはならない。しかしながら、両者の間には、幹旋料の支払義務、幹旋料の決定方法、幹旋料額の基準に関する包括的な合意はなく、運用に委ねられている。支払義務の根拠や幹旋料の基準については、明確に定められるべきである。札幌市学校給食会と各学校において、少なくとも包括的な合意を目的として幹旋料支払義務、幹旋料の基準等について、契約書等を取り交わすことも検討する必要がある。	意見	190
給与の支給根拠となる出勤簿の取扱いが杜撰であり、チェック体制を厳格にすべきである。	指摘	197
Non-JET 方式の具体的契約方式として、業務委託ではなく、直接雇用や労働者派遣等への変更を検討すべきであると考え。札幌市においては、既に平成 29 年度及び 30 年度の Non-JET についての業務委託契約は締結済みであるから、その後の平成 31 年度以降の Non-JET 方式の契約方式の変更を検討すべきである。	意見	205
不登校支援ボランティアについて、活性度の低い者は登録する実益がなく、臨機応変に出勤することが期待される不登校支援ボランティアについては、活動可能な者を選定すべきであり、公募時にもこの点の注意を促すべきである。	意見	206
不登校支援ボランティア 1 名に対する報奨金の過誤支給が認められた。	指摘	206
時間講師（非常勤講師）については、報酬のほか交通費が支給されるどころ、1 名の講師に関する通勤手当相当額認定申請書につき、申請日付・運賃額・決定額いずれも空欄のまま、また教職員課長決裁欄の決裁印もないまま、交通費（通勤手当相当額）が支払われていた。	指摘	207
みなみの杜高等支援学校開設準備室の職員に係る平成 29 年 3 月分賃金について、出勤簿に現認印がないまま支給されていた。	指摘	207
地域の人材を活用し、制度を効果的・効率的に運用するために（配当時間を多く残す学校を可及的に減少させるために）、登録地域を広域化して行政区を跨ぐサポーターの登録と活動を容認し、同時に通勤費用の手当てを行う等の検討を行うべきである。	意見	209
学びのサポーターの各学校への配当時間については、配分・再配分に係る効率的な運用がなされるよう一層の工夫を検討されたい。	意見	210
学びのサポーターと介助アシスタントでは、対象児童生徒のニーズが異なる以上、一方の時間数を増やすと他方の時間数を減じなければならないのは不合理ではないのかとの疑義があり、両者の配当時間のあり方については再検討すべきである。	意見	210

大項目	中項目	小項目
教育委員会事務局に関する財務事務	読書チャレンジ・子どもの読書活動サポート事業	図書カードの調達方法
	運動部活動外部顧問事業等 (中学校運動部活動における外部人材の活用事業)	活動報告の適切な運用
		謝金対象活動の意義の明確化
	札幌らしい特色ある学校教育推進事業	事業の意義の再確認
		実施報告の公開
	相談支援パートナー事業	相談支援パートナーの時間配当の方法
	スーパーサイエンスハイスクール (SSH) 研究開発事業	謝金の支給
	進路探究学習オリエンテーリング事業	契約締結権限の確認
	いじめ対策自殺予防事業	入札事業の分割
	課題探究的な学習モデル研究事業	「グローバル人材育成推進員」の採用方法
学校図書館司書配置事業	学校図書館司書の確保等	

摘要	区分	該当頁
学校図書館ボランティアに進呈される図書カードの調達方法につき、競争入札の方法によるべきであったが、特定随意契約によって購入していた。	指摘	214
特別外部指導者に対する謝金の根拠資料として、「運動部活動特別外部指導者活動報告書」を提出する必要があるが、本人印のみで校長印（現認印）がないもの数件認められた。	指摘	215
運動部活動特別外部指導者活用事業実施要項上、特別外部指導者に対する謝金は「単独での部活動指導」があった場合に発生するものと解していたところ、その後、同一部活動について複数名の特別外部指導者による指導がなされた場合も謝金対象とすることとしたが、解釈変更を行ったとすれば、その旨の通知を発出し、学校現場における混乱を予め回避すべきである。	指摘	216
学校からの申請のなかには、前年度と同じ内容で申請しているものや、本事業費で申請することの意義が不明なものが見受けられた。本事業を存続させるのであれば、その意義・目的を改めて周知し、有意義な活動に予算を振り向けるべきである。	意見	216
採択された事業についての各学校からの実施報告書は、現状では審査会限りとなっているが、その要旨を本市又は各学校のホームページ等により公開すべきである。	意見	216
相談支援パートナー（有償ボランティア）の各学校に対する時間配当の方法について、より細密にできないか検討すべきである。	意見	218
事務員に対する謝金について、勤務時間合計における1時間未満の部分は、札幌市臨時職員に準じ、30分以上は繰り上げて1時間とし、30分未満は切り捨てて計算するものとして取り扱われているが、実労働時間に対応する謝金を支給すべきである。	指摘	219
受託団体についての団体規約や役員名簿の提出を求めたうえ、契約締結権限の確認を行うべきである。	指摘	220
ネットパトロール事業、地域密着型教育啓発実証事業について、平成29年度から一般競争入札の方法を採用したが、一般競争入札の方法を選択するときに両事業を一括としたことにはなお検討の余地がある。両事業の関連性は否定できないが、数多くの事業者に入札の機会を付与し、価格競争を成立させるため、入札事業を分割することも検討すべきである。	意見	222
「グローバル人材育成推進員」（GEA、地公法3条3項3号の特別職公務員にして、教育委員会の非常勤嘱託職員。任用期間1年以内。但し5年まで再任用可）の確保について、本市も関与した、より効果的な公募方法を検討すべきである。	意見	223
学校図書館司書は、1校につき週15時間、2校まで兼任可能とされる（学校図書館司書取扱要項）。しかし、実際には、週15時間を超える執務が多く、司書要員を更に確保するか、要項を変更すべきである。	意見	224

大項目	中項目	小項目	
教育委員会事務局に関する財務事務	学校図書館司書配置事業	謝金の支給	
	補助金（中体連の全道大会及び全国大会並びに中文連の全国大会に参加するための旅費の補助）	開催地を考慮した予算編成の必要性	
	奨学金支給費	収入算定の資料	
	就学援助事業		収入算定の資料
			認定要件の一つ「児童扶養手当を受給していた」に関して
			年金の収入算定の対象性
			就学援助の対象拡大
教育センター運営管理事業	教員義務研修		



摘要	区分	該当頁
学校図書館司書に対する謝金について、勤務時間合計における1時間未満の部分は、札幌市臨時職員に準じ、30分以上は繰り上げて1時間とし、30分未満は切り捨てて計算するものとして取り扱われているが、実労働時間に対応する謝金を支給すべきである。	指摘	224
中体連の全道大会及び全国大会並びに中文連の全国大会に参加するための旅費を補助している。当事業における事業費の大半は、部活動への参加旅費（交通費全額と宿泊費の2分の1）。本補助金は例年、前年度並みに予算編成されているが、全道大会、全国大会の開催地によって、年度ごとに必要金額が大きく変動するので、予算編成時には、既に明らかになっている各開催地を十分に勘案して予算を編成する必要がある。	意見	225
家計状況の審査資料として、給与所得は「源泉徴収票」、年金所得は「公的年金等の源泉徴収票」で可としているが、仮に他の所得（不動産所得等）があった場合には、収入基準を超過することもあり得る。所得種別間の公平性を確保する点からも、前年度秋期募集の際には当該年度の所得証明書の提出を、そして当年度の春期募集の際には前年度の所得証明書の提出を必要とすべきである。	意見	227
給与収入のみの世帯に関しては、提出資料は源泉徴収票で可としているが、仮に他の所得（不動産所得等）があった場合には、正確な所得の捕捉ができないこともあり得る。所得種別間の公平性を確保するため、前年分の所得が記載される当年度の所得証明書の提出を必要とすべきである。	意見	231
現状においては、収入が多いために児童扶養手当の支給が停止されている世帯であっても、2年前に児童扶養手当を受給した実績があれば就学援助の対象となっているところであるが、この取扱は他の認定要件との間の公平性を欠くものとする。	意見	232
前年の世帯収入・所得を審査するにあたり、各種年金は対象とされていないが、年金でも場合によっては、比較的高額な収入・所得となる場合もある。所得種別間の公平性を確保するため、年金収入・所得もその対象とすべきである。	意見	232
生徒会費、クラブ活動費、PTA会費について、就学援助費の支給対象に追加すべく検討を進めるべきものとする。	意見	233
研修の重要性は明白であり、本来の研修が代替研修よりも有用であることも明らかであるところ、少なくとも、義務研修については、全ての対象教員が出席可能となるよう日程等の設定を行い、学校側の協力を得られるような工夫もなされるべきである。	意見	237

大項目	中項目	小項目
教育委員会事務局に関する財務事務	教育センター運営管理事業	視聴覚センター運営管理事業の再委託
		教材貸出手続
		教材返却手続
		特認団体の承認手続
市立学校に関する財務	学校予算に係る計画・執行	議事録（会議記録）の作成
	現金・現金同等、備品・消耗品、薬品、学校図書に関する購入・管理・廃棄事務	現金または現金同等物 備品・消耗品の購入事務

摘要	区分	該当頁
札幌市と札幌市生涯学習振興財団との業務委託契約に係る再委託契約が、業務委託契約期間前の日付で締結されている。再委託契約締結の時期に照らし、札幌市の承認手続きなく再委託を行っている。	指摘	238
再委託業務の範囲は、大本の委託業務の一部でなければならないことは当然であるところ、かかる範囲を超えた業務について再委託がなされている。視聴覚センター運営管理業務にかかわらない札幌市生涯学習振興財団職員全般が使用する複合機、プリンター、会計システムの保守業務は、そもそも、再委託の対象となりうる業務なのか大きな疑問があり、少なくとも、上記の業務については、再委託業務の範囲を逸脱するものであり、再委託の承認はなされるべきではない。	指摘	238
視聴覚機材の貸出しにあたっては、借用書及び搬送票への記載を行っているが、借用者の氏名、連絡先の記載が漏れており、借用者が不明であるものが存在した。	指摘	238
視聴覚機材の返却にあたっては、回収票、返却票を発行するが、受領印が漏れ、受領者が分からないものが存在した。	指摘	238
特認団体申請書に営利目的での使用が疑われる記載がある場合には、特認団体の承認がなされるべきではない。	指摘	239
高齢者施設での上映会に使用されるものについては、施設利用者へのサービスの一環として利用者の対価に反映がなされていないかどうか確認を要する。	指摘	239
アンケートの回答においては、予算編成会議について議事録（会議記録）を作成しない学校が約半数にのぼっている。往査校について殆どの学校が議事録（会議記録）を作成していなかった（但し、予算編成に係る資料はファイル保存している）。事前の調整が十分であることにより、格別の質疑・意見が示されずに原案のまま確定することが多いために議事録作成の必要を認めないこともあろう。しかし、予算執行の評価資料や後年度の参考資料とする意義は少なくなく、単なる資料保存にとどまらずに議事録の作成を行うことが望ましい。	意見	123
小中学校においても現金の取扱い（出納、保管）があることを正面から認めつつ、金銭事故防止の観点から、出納記録の作成を義務付けたうえ、これを統制するという事務運用が検討されるべきである。	意見	124
現金同等物に関しては、郵券、外勤用 IC カード（SAPICA、Kitaca）、営業車チケットの受払簿の作成・記載上の不備が認められた。	指摘	124
往査に係る学校において、保健室医薬品の調達先は、事実上一者に集中している状態にあり、往査校以外の学校においても同様と推測される。価格競争や付加価値競争が成立しない商品ではないことから、見積合せ又は特定随意契約が合規的であるかという観点のみならず、経済性をも勘案し、場合によっては複数業者を対象とした調達方法も考慮されたい。	意見	124

大項目	中項目	小項目
市立学校に関する財務事務	現金・現金同等物、備品・消耗品、薬品、学校図書に関する購入・管理・廃棄事務	備品の管理事務
		消耗品の管理事務
		理科実験用薬品の管理事務
		学校管理用薬品の管理事務
		備品の返納事務

摘要	区分	該当頁
<p>備品の管理事務に関し、完全に良好であると評価できる往査校はなかった。開校間もない学校、校舎新築に伴う備品整理が実施されて間もない学校においても、なお管理上の不備が認められた。また、備品整理票（会計規則様式 75）は貼付されているが、以下のような備品が、往査校内の各所において少なくない点数において認められた。(a)備品出納簿に記載のない備品、(b)備品出納簿に記載はあるものの備品整理票その他の方法によって整理されていない備品（備品整理票の不貼付又はこれに代わるマジック等による表示がない備品）、(c)備品整理票は貼付されているものの判読困難となっている備品</p>	指摘	124
<p>消耗品については、消費税を含め価額 10,000 円未満のものは、会計規則 143 条 3 項及び運用方針 143 条関係により、物品出納通知書等に受払いの確認印を押印しこれらを編綴整備すれば、消耗品出納簿への記載が省略できる。学校においては伺書を整備していることから消耗品出納簿への記載が省略できるものとされており、このため消耗品出納簿（受払簿）自体が作成されていない。学校における包丁等もかかる消耗品に該当するものとして出納簿による丁数管理がなされておらず、丁数はもっぱら担当教員の記憶や手控えによってのみ把握されているという状態にある。しかし、危険物でもあり何らかの形式に従った記録を行うべきである。</p>	意見	125
<p>往査校においては相当数の学校において、以下のとおりの不備事象が認められた。(a)理科実験用薬品受払簿に記載の残量と実残量の不一致、(b)毒劇物の保管上の不備</p>	指摘	125
<p>プールに使用する次亜塩素酸ナトリウム（ソーダ）等の学校管理用薬品についての受払簿が未作成の事例が認められた。消耗品であっても学校資産の一つである以上、受払状況の記録化は必要であり、学校事務の手引きにおいても明示的に受払簿又はそれに代わる記録を整備し、管理すべき旨を記載すべきである。</p>	意見	126
<p>種々の理由から長期間にわたり使用されない、又は事実上使用不能であるにもかかわらず、不用手続をとることなく、備品出納簿等の記録に残存し続ける備品が相当数認められた。次のような分類が可能である。(a)使用可能であるが、使用の必要性が低下した結果、使用していない（又は使用頻度が著しく低い）備品、(b)修繕すれば使用可能となるものの、修繕用部品の調達が困難又は事実上不可能なために使用していない備品、(c)修繕すれば使用可能となるものの、修繕費用が高額にのぼるために予算配当がなく放置し続けている備品、(d)不用手続を経由しているにもかかわらず、廃棄されずに実在する備品、(e)不用手続を経由せずに廃棄されたために、備品出納簿上は記録され続けている備品</p>	指摘	126

大項目	中項目	小項目
市立学校に関する財務事務	現金・現金同等物、備品・消耗品、薬品、学校図書に関する購入・管理・廃棄事務	学校図書の購入事務
		学校図書の維持・管理事務
		学校図書の廃棄事務
	特定随意契約	特定随意契約のあり方
		より経済的・合理的な契約方法
	学校徴収金（私費会計）	学校徴収金取扱要領の適用範囲
		会計区分に関する不備・疑義
		公費・私費の区分

摘要	区分	該当頁
<p>学校図書館用図書は、小中学校については、事実上、特定の二者からの調達が決定的となっている。図書の納入にとどまらず、納入に係る図書のバーコード貼付サービス等が無償提供しており、学校側が新着図書の管理に忙殺されない便宜さが決定的な理由となっているものと推測される。随意契約にあっても、調達を計画的に行うことにより見積合せを実施し、また予定価格が 10 万円未満であっても、選定業者が特定の者に偏らないよう配慮すべきである。</p>	意見	127
<p>検索システムの運用を含め、学校図書の管理上の不備が少なからず認められた。</p>	指摘	128
<p>図書廃棄処理上の不備が認められた。</p>	指摘	128
<p>随意契約（少額）による契約については、いずれも予定価格（又は支出予定金額）内の価格提示があることを前提としている。学校事務手引上は「数量及び内容を決定し、予算科目等を決定する。さらに、過去の購入実績等から支出予定額を設定する」とあるのみで、予定価格（又は支出予定金額）の算定の方法については何ら触れるところがない。しかし、そもそも予定価格（又は支出予定金額）を予め算定する趣旨は、業者の積算額の適正さや合理性を判定するための基準を設け、より経済的な調達を行うためと解される。ところが、学校往査において、この趣旨がやや形骸化していると思われる運用が見受けられた。少額を理由とする特定随意契約であっても、予定価格（又は支出予定金額）の設定に際しては、適切な根拠・方法と経済性を考慮することが望ましい。</p>	意見	130
<p>本市の小学校においては、冬季、学校グラウンドにスキー山を造成し、授業に活用しているところ、そのスキー山の造成と解体工事について、別個に特定随意契約の方法により同一の業者に発注している事例が認められる。造成と解体は、実際上一個の役務と考えられなくもなく、これを合算すると 10 万円超の価格となる場合がある。過年度の積雪・融雪状況も勘案し、一律に、造成と解体工事について別個の特定随意契約の方法を選択するのではなく、見積合せの方法を含む、より合理的な契約方法を検討すべきであるところ、当校単独で契約方法を変更することは難しい面もあり、教育委員会事務局において、複数の学校の造成・解体工事を含めたより合理的な方法を検討する必要がある。</p>	意見	130
<p>各学校の実情を踏まえ、かつ関係団体の自主性を尊重しつつ、関係団体に係る学校徴収金に対しても、その余の徴収金と同様に学校徴収金取扱要領の全ての規定を等しく適用する選択肢を検討すべきものとする。</p>	意見	134
<p>会計区分に関する不備事象又は疑義事象が認められた。(a)会計区分が異なる場合にそれぞれ預金口座を造成する必要があるところ、複数の会計区分に属する費用が単一の預金口座において入出金されている事例、(b)学校徴収金取扱要領 3 条 1 項の会計区分・会計項目に沿わない区分・項目による運用がなされている事例</p>	指摘	134
<p>公費・私費の区分に関する考え方が必ずしも厳密に浸透しておらず、私費の範囲が緩和されていると判断される事例が認められた。</p>	指摘	135

大項目	中項目	小項目
市立学校に関する財務事務	学校徴収金（私費会計）	学校徴収金に係る予算立案と保護者に対する通知
		学校徴収金に係る領収事務上の不備・過誤・課題
		学校徴収金に係る領収書の連番管理
		学校徴収金に係る徴収上の疑義・過誤
		学校徴収金の弁済充当の方法
		未収・延滞に係る学校徴収金の督促
		長期未収・延滞に係る学校徴収金の処理ガイドライン
		学校徴収金の徴収方法
		学校徴収金の預金口座への入金遅滞と記録化
学校徴収金に係る不適切な特定随意契約		



摘要	区分	該当頁
学校徴収金取扱要領は、校長に対し会計区分ごとの予算書の作成、決定した徴収金の内容・納入方法の保護者に対する通知をそれぞれ義務付けている。しかしながら、必ずしもこれらが完全に履行されているとは認められなかった学校があった。	指摘	136
学校徴収金は保護者の過度な負担となるものであってはならず、堅確な予算編成が要請されるものであって、相当額の繰越金が毎年度継続して発生することは望ましいことではない。精度の高い予算編成の必要性が窺われた事例があった。	意見	136
学校徴収金事務の手引きに沿っていない徴収金の領収事務が認められた。	指摘	136
入金網羅性・完全性を管理し、領収事務に関する事故防止のため、学校徴収金システムを利用しない場合は、領収書を連番（通番）管理することが必要である。	意見	136
徴収すべきでない事由（就学援助対象等）があるのに徴収した事例が認められた。	指摘	136
教職員が学校徴収金を立替払いしている事例が認められた。	指摘	137
60日以上滞納者につき一定の時期において、一律に相殺処理を実施している運用事例が認められた。機械的相殺を許容する趣旨ではないと解されるので、慎重に要件適否を検討すべきである。	意見	137
徴収した金員について、弁済期が早期に到来している徴収金に充当せず、このため年度を跨いで未収・延滞が残置されている事例が認められた。学校徴収金について指定充当をなす債務であると解したとしても、保護者側又は学校側のいずれかがかかる充当指定をしたのか、記録上確認できず、会計処理上適切とは言えない。	指摘	137
未収・延滞の規模に照らし、督促に一層の工夫や努力が必要と思われる事例が認められた。	意見	137
教育委員会事務局において、長期未収・延滞金の処理に関するガイドラインを取り纏める必要性は高いと考える。	意見	138
現金で保管する金額や期間によっては事故発生リスクもあることから、特段の事情がない限り、口座振込の方法による徴収を行うべきである。	意見	138
徴収した学校徴収金について、相当期間にわたり預金口座への預け入れを行わず現金保管を継続している事例が認められた。	指摘	138
現金の取扱いがあることを認めただうえで、出納記録（管理用帳簿）を作成する方が実情に照らし適切な運用と考えられる。なお、この場合でも、例えば少なくとも1週間に1回以内の口座入金をすることを義務付け、それ以上の期間の現金保管は回避すべきである。	意見	139
特定随意契約を選択した理由が記載されていないため、理由不明の事象が多数認められる。契約過程の適正化、透明化のために理由を記載し、内外の検証に耐えうるようにすべきである。	指摘	139

大項目	中項目	小項目
市立学校に関する財務事務	学校徴収金（私費会計）	学校徴収金に係る見積合せ手続上の不備・疑義
		学校徴収金に係る購入伺書の不備
		学校徴収金に係る支出手続上の不備・疑義
		学校徴収金に係る会計上の記録・証憑に関する不備・疑義・課題
		学校徴収金に係る還付手続上の不備・疑義

摘要	区分	該当頁
性質上、三者以上の見積合せを実施すべきであるのに特定随意契約としていると解される事例が認められた。	指摘	140
購入等手続の原則的形態である三者以上の見積合せを実施しているものの、その手続において不備等が認められる事例が認められた。	指摘	140
見積書等の証憑の添付がない、伺書に業者名・見積金額の記載がない、見積書等の日付の記載がない、見積書の実在性が確認できないという事例が認められた。	指摘	140
業者に対する支払遅延が認められた。	指摘	141
支出事務手続上、支払伺書に記載し、又は添付すべき書類に不備がある事象等が多数認められた。	指摘	141
異なる会計区分間の流用支出は、会計区分制度の趣旨からして禁止されることは当然と解されるが、ある会計区分上の支払原資が払底したことにより、他の学校徴収金会計から借用（流用）して支出に及んだという事例が認められた。	指摘	141
各担当教諭に対して月初で現金を払出して交付し、月末に精算を行うという運用をしている事例が認められた。当該学校の特徴上、このような運用がやむをえない面があるが、健全な財務執行上、かかる概算払（仮払）運用は、例外的な場合にとどめるべきであり、運用基準の整備が望まれる。	意見	142
支出年度に関する誤処理事例が認められた。	指摘	142
会計事務上、基本的な水準に到達しておらず、第三者の指摘に耐えない記録編纂上又は記録上の不備等が認められた。	意見	142
取引内容を明示し、第三者による検証を容易にするためにも金銭出納簿の摘要欄に取引内容を記載すべきである。	意見	142
繰越金の転記ミスが認められた。	指摘	143
期末における仕訳未処理の預金残高が認められた。	指摘	143
徴収金日計表・預金通帳・金銭出納簿間の整合性を保つためには、会計システム自体を修正する必要がある（そうでなければ、各校における金銭出納簿上の記録に留意させるべきである）。	意見	143
学校徴収金事務の手引きに沿っていない還付や手続上疑義のある処理が認められた。	指摘	143
還付に際しての日付の記載のない領収書、領収印を欠く領収書がある事例、就学援助の取消しに伴い、本市に返納する際に保護者の同意書面が確認されない事例が認められた。	指摘	143

大項目	中項目	小項目
市立学校に関する財務事務	学校徴収金（私費会計）	学校徴収金に係る還付手続上の不備・疑義
		寄附受理手続、学校関係団体からの支援に関する不備・疑義
		学校徴収金に係る会計検査に関する不備
		学校徴収金に関するその他事項

摘要	区分	該当頁
徴収金を還付するに際し、銀行振込送金の方法による場合に、保護者の合意のもと、振込手数料を控除して送金をしていた事象が確認された。送金手数料を学校の負担とする結果的に他の保護者へ負担を転嫁する結果となり問題となるが、送金手数料の取り扱いについて、現状では、要領等の定めはない。教育委員会事務局において、統一的な基準を示し、運用されるべきである。	意見	144
PTA 特別会計からの寄附がなされたものの、受理手続がなされず、学校備品への登録手続もなされていない事例が認められた。	指摘	144
教育活動備品が、生徒会会計からの頻回かつ多額の寄附によって取得されている事例が認められた。本来、公費をもって取得すべき備品も含まれるものと解されるうえ、生徒会自体の自由かつ自主的判断により出捐したかについては疑義が残る。	指摘	144
生徒会会計と学校関係団体会計との間において資金貸借が常態化している事例が認められた。	指摘	144
学校関係団体から支援を受ける場合は、それが自発的提案であることを対外的に説明できるように書面等を徴取すべきである。	指摘	144
校長による会計検査が必ずしも適切に実施されていない事例が認められた。	指摘	145
決算・監査に関する不備、保護者に対する報告に関する不備が数多く認められた。	指摘	145
不相当に遅滞した時期に監査が実施された事例が認められた。	指摘	146
監査が実施された場合の監査委員の肩書表示に不備がある事象が認められた。	指摘	146
学校徴収金の監査委員の員数が、どの会計区分についても1名である事例が認められた。チェック体制の向上のためにも複数選任が望ましい。	意見	146
給食費収支計算書は、給食費会計決算書の一部を構成する書類であるところ、学校徴収金に関する決算関係書類は教育委員会事務局に対しても提出されるものとなっている。児童生徒の給食費総額と未収額を把握するためとされる。本市には、札幌市学校給食運営委員会が設置され、給食費の算定に関する議論がなされたうえ教育委員会に対し答申されているが、参考資料として、この収支計算書の内容も運営委員会に対し提供することを検討してはどうか。収支計算書を提出することによって、各学校の収支状況や繰越金の多寡を把握することができる。また、その原因を分析・検討することにより、過去の実績を踏まえたより深度のある議論が期待できると考える。	意見	146

大項目	中項目	小項目
市立学校に関する財務事務	学校徴収金（私費会計）	学校徴収金に関するその他事項
	会計事務に関する内部監査	計画立案と監査実施の励行
	その他（学校財産の維持・管理）	校地・校舎の使用
		学校における設備

摘要	区分	該当頁
<p>給食費収支計算書については、多くの学校において決算日前の3月中に監査委員による監査が実施され、このため計算書上の「次年度繰越金額」は、その会計に係る預金口座残高とは必ずしも一致していない。計算書上の「次年度繰越金額」は、新年度の4月において会計整理を実施し、消費税納付額の確定のため、給食費総額と未収額を確定しているためである（ちなみに、その際に改めて会計監査が実施されているものではない）。計算書上の「次年度繰越金額」と預金口座残高の一致をさせるための工夫を検討されたい。</p>	意見	147
<p>往査した学校について僅かな例外を除き、内部監査実施計画が未作成であり、内部監査が実施されていない。内部監査制度自体の認識がない学校が圧倒的であり、制度の趣旨・目的を周知し、月例の内部監査を励行すべきである。</p>	指摘	147
<p>主要な学校財産である校地・校舎の使用に関し、若干の不備事象が認められた。市立学校職員の自家用車に係る校地使用承認申請簿上の不備が認められる事例、校舎の目的外使用に係る校舎目的外使用許可申請書上の不備が認められる事例である。</p>	指摘	148
<p>学校財産を構成する諸設備が、その本来の目的・効能を十分に果たせていない場合、財産活用の有効性、効率性上課題を残すものと言わざるを得ない。それは、児童生徒の生命身体に関わる課題となる場合もある。財政事情を勘案しつつ、その整備等を検討する必要がある。</p>	意見	148